

広域的实施体制として広域連合を活用する際のガバナンスの在り方に係る論点

地方自治法上、広域連合制度には、直接請求制度が認められているなど、一部事務組合と比べ、ガバナンスがより強化された仕組みとなっている。

その上で、国出先機関の“丸ごと移管”は国の事務・権限や財源の大幅な移譲や多数の人員の移管を伴うものであることから、これを進めるに当たっては、広域連合のガバナンスのさらなる充実を図る必要があると考えられる。

この際、以下の論点について検討すべきと考えられる。

1 執行機関

○執行機関内部の意思決定の在り方（構成団体間の利害調整を要する事項など）は、どうあるべきか。

- 構成団体間の調整を行いながら意思決定をしていく仕組みとして、理事会制の採用が有効と考えられるのではないか。
- 緊急の対応を要する場合などに迅速な意思決定を担保する方策を検討すべきではないか。

○内部管理の在り方をどのように考えるか。

- 現在の「大臣－出先機関」関係よりは向上すると考えられるが、さらなる向上のため、例えば、理事会制を採用する場合には執行役（仮称）を置くといった組織体制について法制化も含めて考える必要があるか。

2 議会

○議会が十分に機能を発揮するための運営の在り方についてどう考えるか。

- 議会審議の充実のため、次のような方策が考えられるのではないか。
 - ・ 定例会の回数、会期の見直し
 - ・ 定数の検討、常任委員会、特別委員会の設置
 - ・ 議会事務局の体制強化
- 同時に、議員の参集の負担を軽減するため、例えば実質的な審議を行う委員会にウェブ会議の導入が考えられないか。
- 幅広い層から議員が選出されることが可能となるよう、被選挙資格を構成府県の議会議員以外の者にも、広げることを検討できないか。

3 監査、透明性の確保

○現行制度・運用で十分なガバナンスが確保されていると考えるか。

- 住民監査請求は国にない制度であり、ガバナンスの向上に資するものであるが、さらなるガバナンス向上の観点から、都道府県の例も参考に外部監査制度の導入が考えられないか。

※監査制度の見直しの進展に留意。

- 監査委員事務局の体制強化についても検討すべきではないか。
- 直接請求、住民監査請求、情報公開制度（関西では導入済）に加え、より積極的に住民に情報を提供する工夫を検討すべきではないか。

○広域連合の事務の実施に対する評価の在り方をどのように考えるか。

- 広域連合の事務の実施に係る評価制度を創設し、PDCA サイクルの確立を図ることが考えられないか。

4 その他